

マイナンバーの記載が必要な手続きにおける 番号確認と本人確認について

マイナンバーの記載が必要な手続きにおいては、成りすましによる手続きを避けるため、**①申請書等に記載された番号の真正性の確認、②窓口に来られた方の本人確認**をさせていただきます。

下表の書類で確認しますので、ご理解ご協力をお願いします。

なお、**手続き等を代理人の方が行う場合は、①、②とあわせて、③代理人であることの確認**をさせていただきます。

※有効期間のある書類は、有効期間内のものをご用意ください。

※なお、手続きの内容によって本人確認書類の他、ご用意いただくものがあります。

①番号確認のための書類

申請等をされる方（申請者等として氏名を記載された方）の次のいずれかの書類

- ・個人番号カード（マイナンバーカード）
- ・通知カード（記載されている氏名・住所等が住民票と同じ場合に限る。）
- ・個人番号が記載された住民票の写し
- ・個人番号が記載された住民票記載事項証明書

※代理人の方が窓口にお越しの場合は、上記のものの写しでも可

②本人確認のための書類（氏名及び生年月日又は住所記載）

1点で本人確認する書類

- ・個人番号カード（マイナンバーカード）
- ・住民基本台帳カード（顔写真付き）
- ・運転免許証、運転経歴証明書
- ・旅券（パスポート）
- ・身体障害者手帳
- ・精神障害者保健福祉手帳
- ・療育手帳
- ・在留カード、特別永住者証明書
- ・学生証（顔写真付き）
- ・その他官公署が発行する免許証又は資格証明書等（本人の写真が貼付されたものに限る。）

2点以上で本人確認する書類

- ・住民基本台帳カード（顔写真なし）
- ・健康保険被保険者証
- ・介護保険被保険者証
- ・国民年金、厚生年金保険または船員保険の年金証書
- ・国民年金手帳
- ・恩給の証書
- ・学生証（顔写真なし）
- ・その他官公署が発行する免許証又は資格証明書等（本人の写真が貼付されていないもの。）

③代理確認のための書類

次のいずれかの書類

㉞法定代理人の場合は、戸籍謄本その他その資格を証明する書類

㉟任意代理人の場合は、委任状

㊱上記㉞、㉟が困難である場合は、次のいずれか

- ・申請等をされる方（申請者等として手続の対象となる方）の個人番号カード、通知カード（記載されている氏名・住所等が住民票と同じ場合に限る。）、健康保険被保険者証、介護保険被保険者証など
- ・手続きに必要な添付書類等（代理権を有することが明らかと認められるもの）